

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：人事専門職 峯 岸
人事係長 堀 井
電話 022-291-0411

令和 8 年 9 月 18 日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構福島病院において、以下の非違行為が確認されたため、当該職員に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第 9 2 条第 2 0 号の規定に基づき、懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事 案 の 概 要	被処分者は、入院患者に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）」における虐待と認定される行為を行ったもの。
処 分 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 8 日
処分量定等	(行 為 者) 独立行政法人国立病院機構 福島病院 看護師（6 0 代・女性） (処分量定) 減給 ※減給の額については、労働基準法第 91 条に定める 制裁規定の範囲内で決定しています。